

令和4年度 第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

日 時 令和4年9月 29日(木) 9時 00分～  
場 所 埼玉労働局 15階会議室

次 第

1 開 会

2 定足数の確認

公益代表委員	名
労働者側代表委員	名
使用者側代表委員	名

3 配付資料の確認

4 議 題

- (1) 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (2) その他

## 資 料

- No.1 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳  
(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)
- No.2 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果早見表  
(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)
- No.3 埼玉県最低賃金リーフレット
- No.4 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(7月更新)

## 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

電機電子

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	昨年時間額
1			173,000	8.00	163.33	1,060	1,073
2			156,150	7.50	150.00	1,041	1,059
3			166,500	7.75	155.6	1,070	1,057
4			166,500	7.75	155.64	1,070	1,057
5			166,500	7.75	155.0	1,075	1,062
6			168,500	7.50	150.00	1,124	1,057
7			166,500	7.75	155.00	1,075	1,062
8			166,500	8.00	159.33	1,045	1,042
9			166,500	7.75	155.65	1,070	1,062
10			180,000	7.75	153.45	1,174	1,096
11			166,500	7.75	156.29	1,066	1,053
12			166,500	7.75	155.00	1,075	1,062
13			164,000	7.75	154.35	1,063	1,063
14			166,500	7.75	155.64	1,070	1,057
15			166,500	7.75	155.64	1,070	1,057
16			166,500	7.75	155.00	1,074	1,062
17			166,000	8.00	160.64	1,034	991
18			166,500	7.75	155.65	1,070	1,062
19			167,000	7.75	156.29	1,069	1,055
20			166,500	7.75	155.65	1,070	1,057
21			163,400	7.58	156.09	1,047	1,024
22			166,000	7.83	154.64	1,074	1,064
23			166,500	7.75	156.29	1,066	1,057
24			166,500	7.75	156.24	1,070	1,053
25			200,000	7.75	154.42	1,296	1,296
26			166,500	7.75	156.29	1,066	1,058
27			166,500	7.90	158.29	1,052	1,040
28			170,000	7.79	154.225	1,102	—
29			168,500	7.75	155.00	1,088	1,065
30				7.75	155.00	1,030	—
31			170,000	8.00	164.00	1,037	—
32			172,500	7.75	156.25	1,104	—

2022時給平均	1078
2021時給平均	1065

## 引上げ額・引上げ率・影響率の早見表

(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)

最低賃金額	引上げ額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	備考
981	0	0.00	11.3	
982	1	0.10	14.1	
983	2	0.20	14.4	
984	3	0.31	14.5	
985	4	0.41	14.5	
986	5	0.51	15.3	
987	6	0.61	15.5	
988	7	0.71	15.8	
989	8	0.82	15.9	
990	9	0.92	16.0	
991	10	1.02	16.9	
992	11	1.12	18.0	
993	12	1.22	18.1	
994	13	1.33	18.1	
995	14	1.43	18.2	
996	15	1.53	18.5	
997	16	1.63	18.7	
998	17	1.73	18.8	
999	18	1.83	18.8	
1000	19	1.94	18.9	
1001	20	2.04	20.5	
1002	21	2.14	20.6	
1003	22	2.24	20.7	
1004	23	2.34	20.7	
1005	24	2.45	20.8	
1006	25	2.55	21.0	
1007	26	2.65	21.3	
1008	27	2.75	21.4	
1009	28	2.85	21.5	
1010	29	2.96	21.6	
1011	30	3.06	21.8	
1012	31	3.16	21.9	
1013	32	3.26	21.9	
1014	33	3.36	21.9	
1015	34	3.47	22.0	
1016	35	3.57	22.2	
1017	36	3.67	22.3	
1018	37	3.77	22.3	
1019	38	3.87	22.4	
1020	39	3.98	22.5	
1021	40	4.08	23.6	
1022	41	4.18	23.6	
1023	42	4.28	23.6	
1024	43	4.38	23.6	
1025	44	4.49	23.6	
1026	45	4.59	23.7	

# 埼玉県最低賃金の最

令和4年9月1日更新

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	987	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
	時間額 (円)			令和4年10月1日

特定 (産業別) 最低賃金	時間額 (円)	適用除外労働者 (埼玉県最低賃金が適用されず。)	改正発効日
<b>埼玉県非鉄金属製造業最低賃金</b> 非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属成形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。 ) 又は種幹持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。 )	974 (注2※)		
<b>埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (心電計製造業を除く。 ) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。 )、情報通信機械器具製造業又は種幹持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。 )	981 (注2※)	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、梱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年12月1日
<b>埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金</b> 輸送用機械器具製造業 (産業用通称車両・同部分品、附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業 (自動車・同部分品製造業を除く。 ) 及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。 ) 又は種幹持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。 )	990		
<b>埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金</b> 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は種幹持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。 )	990		
<b>埼玉県自動車小売業最低賃金</b> 自動車小売業 (二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む) を除く。以下同じ。 )、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は種幹持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。 )	988	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

(注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。  
 (※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が適用されます。)  
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。  
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法は、時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
 5 降格により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉県労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉県労働基準監督局 局 署

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（7月更新）

区分	年	令和4年																
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全国		0	0.5	3.3	1.0	△0.1	0.6	1.2	0.6	0	△0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8	3.1
	Aランク	△0.1	0.4	3.1	1.2	△0.1	0.3	1.1	0.7	△0.1	△0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7	3.1
埼玉		0.5	0.8	3.4	1.0	△0.4	0.4	1.1	0.7	△0.3	△0.6	0.7	1.2	1.6	3.2	3.2	2.8	3.2
	Bランク	0.0	0.5	3.3	1.2	△0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△0.4	0.5	1	1.4	2.8	2.7	2.5	
Cランク	△0.1	0.4	3.3	1.1	△0.1	0.6	1.2	0.6	0.6	0.0	△0.2	0.4	0.8	2.7	2.7	2.7	2.7	
Dランク	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△0.2	△0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8	2.8	

資料出所 総務省「消費者物価指数」及び「さいたま市消費者物価指数 2022年（令和4年）7月分」（令和4年度第1回特定最低賃金合同専門部会配布資料No.20）

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」（資料No.20-p.8、変化率（対前年同月）参照）を用いています。  
 2 この表は、令和4年度第3回埼玉県最低賃金専門部会配布資料No.1を更新したものです。